

3 銃砲刀剣類所持等取締法関係

(4) 初めての猟銃・空気銃所持許可証の交付（猟銃・空気銃所持許可がない人に限ります。）

ア 用意するもの

返信用レターパックプラス

イ 手続き（いずれか）

銃砲所持許可申請時

※ 銃砲所持許可申請は、郵送による手続きをすることはできません。

管轄警察署に銃砲所持許可申請をする時に「猟銃・空気銃所持許可証」等の郵送による交付を希望する旨を伝え、あらかじめ持参した「返信用レターパックプラス」を手渡す。

後日郵送等

あらかじめ管轄警察署に「猟銃・空気銃所持許可証」等の郵送による交付を希望する旨を伝え、後日、警察署に返信用レターパックプラスを郵送等する。

※ 警察署から許可（不許可）手続終了の連絡が入ります。

※ （連絡後）管轄警察署から「猟銃・空気銃所持許可証」（又は「不許可等通知書」）が郵送されてきます。